

改正後

改正前

別表(第四十六条の二)

別表(第四十六条の二)

略	(い)	用途地域 対象区域	平均地盤面か らの高さ	(に)	
	(ろ)			(は)	
	第一種低層 住居専用地 域、第二種 低層住居専 用地域又は 田園住居地 域			容積率が十分の五、十分の六 又は十分の八である区域	(二)
	容積率が十分の十又は十分の 十五である区域			容積率が十分の二十である区 域	(三)

略	(い)	用途地域 対象区域	平均地盤面か らの高さ	(に)	
	(ろ)			(は)	
	第一種低層 住居専用地 域又は第二 種低層住居 専用地域			容積率が十分の五、十分の六 又は十分の八である区域	(二)
	容積率が十分の十又は十分の 十五である区域			容積率が十分の二十である区 域	(三)